

平成27年（ワ）第13029号、23567号

TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外1581名

被告 国

訴訟進行に関する申入書

2015年11月16日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 山田正彦

同 岩月浩二 外

第1 申入の趣旨

- 1 本件訴訟の各口頭弁論期日において、原告1名当り各10分、1開廷当り原告3名について、原告らの意見陳述の機会を保障されたい。
- 2 本件訴訟の各口頭弁論期日において、原告代理人による準備書面の口頭での陳述の機会を、最低限30分間保障されたい。

第2 申入の理由

- 1 口頭主義、直接主義こそ民事訴訟の大原則
(1) 民訴法87条1項本文は、「当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない。」と規定して、必要的口頭弁論の原則を表明している。この原則に基づいて、口頭弁論を行わなければ判決できないし、口頭で陳述ないし顕出されたものだけが裁判資料となる等、口頭主義の原則が具体化されている。

もちろん書面の合理的利用は民事裁判にとって不可欠であり、不正確な訴訟行為を回避し、また複雑な事実関係や計算そして精緻な法律論の説明のためには、書面利用が有効であり、口頭主義を補完するための書面利用が民訴法に規定されている。

しかし、書面利用を強調するあまり、口頭主義を前提とする審理を形骸化させることがあってはならないことは、裁判に関わる法律家としては当然の常識であり、また講学上也確定した謂わば公理である。

(2) また、民訴法 249 条 1 項は、「判決は、その基本となる口頭弁論に関与した裁判官がする。」と直接主義を規定しているが、これは口頭主義が民事裁判の原則とされていることに符合している。つまり、口頭弁論に直接臨んだ裁判官だけが判決できるということは、口頭弁論における審理をめぐる様々なやり取りを体験することが、判決に至る心証形成にとって重要な意味を有することを日本の裁判は前提としているのである。

(3) 本件裁判において、松本裁判長をはじめとする裁判官諸氏は、原告訴訟代理人による準備書面の口頭での陳述の時間を制限しようとし、また原告本人の意見陳述の機会を剥奪しようとしている。代理人を選任しているから原告の意見陳述は認めなくていいということかも知れないが、原告本人訴訟も国民の当然の権利として存在し、代理人を選任した時も原告は原告固有の裁判を求める権利を放棄したわけではない。従って、代理人の訴訟行為に対してだけでなく、原告の訴訟行為に対しても、口頭主義と直接主義を原則とする民事裁判が保障されなければならない。

裁判官諸氏が本日の法廷で強行しようとしている上記各制限は、本件原告に対して口頭主義と直接主義を原則とする民事裁判を保障

しないということであり、ひいては憲法 32 条が保障する国民の裁判を受ける権利を奪うことに外ならない。裁判官諸氏は憲法違反の訴訟指揮を敢えて行おうとしているという自覚を有しておられるのか。裁判官諸氏の行為は憲法 99 条が定める裁判官の憲法尊重擁護義務に悖るものであり極めて由々しき問題である。直ちに上記各制限を撤回するよう求める。

2 口頭主義・直接主義の尊重こそ審理の充実につながる

- (1) 憲法 82 条は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」と規定しており、「対審」とは民事裁判においては口頭弁論手続、刑事裁判においては公判手続がこれに当る。そして、民事裁判における口頭弁論手続に関する裁判の公開を実質的に担保するのが、既に述べた口頭主義と直接主義であることは論を俟たない。

実際に公開の法廷に臨んだ傍聴人にとっては、口頭主義と直接主義が形骸化したのでは、具体的に何をめぐって審理が行われており、何が争点なのかが分からない。口頭主義と直接主義が保障された審理がなされることが絶対に不可欠である。

- (2) また、憲法 32 条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」と規定しているが、ここにいう「裁判の権利」を実質的なものに高めることが現在必要である。実質的なものに高めるにあたって重要なのは、「裁判を受ける者」の納得である。納得できるためには、判決内容が妥当なものであること、判決の理由が証拠に基づいて合理的に示されていること、審理の進行が拙速的であつたり強権的であつたりしないこと等様々な改善がなされなければならないが、当事者が能動的に参加できることも重要な要素として保障されなければならない。

民事裁判において通常原告が行える訴訟行為は法廷供述等限られているのが現状であるが、可能な範囲で合理的な訴訟行為は極力認められるべきである。原告の意見陳述はまさにその一つであり、原告の裁判への能動的参加によって納得のいく裁判になる可能性が広がるのであり、憲法 32 条の趣旨にかなうのである。

(3) 訴訟当事者や傍聴人の民事裁判への関与が強まることは、裁判官や訴訟代理人という法律家にとっても、自らの行う訴訟行為をより分かり易く説得的に行わなければならないという緊張感が生まれ、より一層真剣な訴訟行為によって審理の充実が実現することになる。このようにあらゆる意味において、口頭主義と直接主義は審理の充実につながる原則である。

3 結語

本件裁判において原告代理人は、充実した審理を実現できることを第一義と考えて、裁判長の訴訟指揮に協力しながら、被告の訴訟活動も尊重して、これまで訴訟活動を行ってきたし今後も行う所存である。従って、裁判所におかれては、原告代理人の合理的な要請には適切な対応をして頂きたく、申入の趣旨記載のと通りの訴訟指揮をされるよう強く要請する次第である。

以上